

設備士免状所有者様

KHK 和歌山県液化石油ガス教育事務所
 所長 佐伯 浩三
 ((一社)和歌山県LPガス協会)

液化石油ガス設備士再講習のご案内（義務講習）

標記の講習（液化石油ガス法第38条の9）は、次の方々に受講義務があります。

- (1) 前回の再講習を平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）に受講された方
- (2) 令和1年4月1日から令和2年3月31日の間に初めて資格を取得された方で第1回目の再講習を受講される方
- (3) 再講習期限切れの方・未受講の方

※この講習を受講しなかった場合は、液化石油ガス法の規定により設備士免状の返納を命ぜられることがあります。

なお、会場の都合上、受講定員を100名とさせていただきますので、定員になり次第締め切らせていただくことがあります。又、今回諸般の都合等で受講出来なかった方は、電話で次回の講習を申し込み、必ず受講してください。

次回の当該講習は、令和5年2月16日 和歌山市において実施計画をしております。

記

1. 日時 令和4年11月22日（火）

受付 午前8時30分～（なお、講習開始5分前には受付をすませてください。）

講習 午前9時15分～午後5時

2. 場所 「紀南文化会館」小ホール

和歌山県田辺市新屋敷町1番地

TEL0739-25-3033

3. 受講料・テキスト代等について

項 目		金 額
受講料（非課税）		5,800円
テキスト代	液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法規集（第36次改訂版）（税込）	3,670円
	液化石油ガス設備設置基準及び取扱要領 KHKS 0738（2019）（税込）	3,880円
合 計		13,350円

4. 申込要領

- (1) 受講申込書について（申込書等が必要な方は事務局まで）

所要の事項を記入してください。

- (2) 受講票について

- ・写真（4.5cm×3.5cm）を必ず貼っておいてください。
- ・受付後、随時 受講者の現住所に返送いたします。

(3) **振込先**（受講料・テキスト代）

受講料・テキスト代等の送金は、**原則として郵便振込**とします。

郵便振込の方は、同封されている専用の郵便振込用紙を使用して受講費用を納付してください。

なお、「払込金受領証」を領収証に代えさせていただきます。ただし、郵便振込が不都合の方は、現金書留又は直接教育事務所に申し込まれても受付いたします。

(4) **申込先**

同封の①「郵便振替払込受付証明書」（郵便振込者）、②「受講申込書」、③「受講票」に所要の事項を記入の上、①②③を同封して、下記の教育事務所までお申し込みください。

申込先 〒640-8341

和歌山市黒田102番地の1

TEL 073-475-4740

和歌山県液化石油ガス教育事務所 宛

5. **申込期限** 令和4年11月8日（火）まで（**教育事務所 必着のこと**）

準備の都合がありますので、上記の申込期限は必ずお守りください。

☆**受講当日に必要な書類等**

1. **受講票**を持参してください。
2. **設備士免状**を持参してください。講習修了証明印を押印しますので受付に提出してください。
3. 講習の最後に修了確認テストを行いますので、筆記用具を持参してください。

☆**その他の留意事項**

1. 受講票及び、修了調査を提出した方を講習修了者といたします。
2. 講習当日は混雑が予想されますので受講申込みの受付や、テキストの販売は原則としていたしません。ただし、テキストを持参されていない受講者には、販売いたします。
3. 受講途中退席者は、講習規定に基づき修了者と認めることができません。
4. 申し込み後（受講票交付後）の受講の取消や、欠席等についての受講料は返金できませんのでご了承ください。
5. 設備士免状の住所・氏名等に変更がある方は、書き換えしていただきますようお願いいたします。

受講者情報の取り扱いについて

高圧ガス保安協会（KHK）は、講習の申込みをされた方のプライバシーを尊重します。

◇KHKは、講習申込の際に氏名、生年月日、住所等の個人情報を収集します。これらの情報はこの講習の受付・採点・合否通知のために使用するほか、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した書籍等についての情報提供にも使用することがあります。

◇KHKは、上記の活動を行うため個人情報を適切に管理していると認められる外部の業者に収集した個人情報の取扱いを委託することがあります。この場合、委託先ではKHKの適切な監督の下に委託業務を実施するために個人情報を使用します。

◇KHKは、収集した個人情報を次のように使用することはありません。

- ・申込者の個人情報を外部に意図的に公開・提供すること。
- ・外部からの個人情報の公開・提供の依頼に対して本人の同意を得ずに提供すること。

ただし、法令により開示しなければならない場合を除きます。

◇KHKは、個人情報について適切な管理を行っています。